

臨時会報告第4号

専決処分について

次の事項について、令和3年3月30日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和3年5月7日提出

春日市長 井上 澄 和

道路の管理の瑕疵による負傷事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

道路の管理の瑕疵による負傷事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、道路の管理の瑕疵による負傷事故に伴う損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和3年3月30日

春日市長 井 上 澄 和

1 相手方

春日市〇〇〇〇〇丁目〇〇番地〇

〇〇 〇〇

2 事故の概要

令和2年4月6日(月)午前7時13分頃、春日市ちくし台4丁目76番地先の道路上において、相手方が道路の側溝蓋の上部を歩いて通行していたところ、当該側溝蓋が外れたことにより相手方が転倒し、負傷したものである。

3 損害賠償額

645,691円